

日本ペドロロジー学会規約

(2015年3月21日改正)

1. 名称と目的

本会は日本ペドロロジー学会と称し、土壌の生成、分類および調査の分野の研究の発展と知識の普及をはかり、自由な討論の場をつくることを目的とする。

2. 事業

- (1) 会誌「ペドロジスト」の発行（年2回）
- (2) 野外巡検
- (3) シンポジウム
- (4) その他、会の目的を達成する上に必要なこと

3. 会員

- (1) 正会員 会の目的に賛成する個人とし、誰でも加入できる。正会員は役員選挙、会の行事参加、会誌への投稿の権利がある。
- (2) 名誉会員 ①過去に会長の職にあった個人。②本会の発展に顕著な功績があり、評議員会で推薦し、総会の承認を経た個人。名誉会員は、役員選挙、会の行事参加、会誌への投稿の権利を有し、オブザーバーとして評議員会に出席することができる。
- (3) 講読会員 会誌の講読を目的とする機関等とする。
- (4) 賛助会員 会の目的に賛同し本会の事業を援助する個人、法人、団体等とする。

4. 役員

会の運営を円滑にするため、つぎの役員をおく。役員任期は2年とし、留任を妨げない。

- (1) 会長 1名 正会員の中から評議員会で選出する。
- (2) 評議員 20名 正会員の中から選挙により選出する。選出方法は別に定める。
- (3) 会計監査委員 2名 評議員会で正会員の中から候補者を推薦し、総会で承認する。
- (4) 幹事 若干名 会長の指名による。

5. 総会

総会は会長が召集し、必要と認めた事項について審議決定するため、毎年1回開催する。

6. 編集委員会

会長は正会員の中から編集委員長1名と編集委員若干名を指名し、編集委員会を組織する。編集委員会は会誌「ペドロジスト」の編集を行う。

7. 会費

会費の改訂は総会で決定する。

8. 規約

規約の改正は総会の議決による。

[付記] (1) 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 本学会の連絡先は、次に置く。〒305-0051 茨城県つくば市二の宮 4-4-21, 佐藤印刷株式会社 つくば営業所内, 日本ペドロロジー学会係

(3) 会費は正会員および名誉会員年額 4,000 円 (ただし学生 3,000 円), 講読会員年額 6,000 円 (2001 年度より), 賛助会員年額 25,000 円 (1997 年度より)。70 歳以上の名誉会員は会費を免除する (2010 年度より)。